

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律  
に基づく資格に係る旧姓使用について

令和 3 年 9 月  
経 済 産 業 省  
ガス安全室

平素より LP ガスの保安行政にご協力賜り感謝申し上げます。

第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」（令和 3 年 6 月 16 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）において、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないように、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。」とされていることを踏まえ、政府全体として各種国家資格等についての旧姓の使用が進められているところです。

この度、上記のような政府全体の動きを踏まえて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）の国家資格の旧姓の扱いについて以下のとおりご連絡いたします。

液石法における国家資格は、液化石油ガス設備士及び充てん作業者が規定されており、これらの資格については、液石法上、その試験や免状に記載する氏名について旧姓の使用を制限する規定はなく、旧姓の使用が可能です。また、現在の性を旧姓に氏名変更することについても液石法上、これを制限する規定はなく、旧姓への氏名変更が可能です。

これらの点について改めてご認識の上、免状交付業務等に取り組んでいただくようお願いいたします。